

平成24年太宰府市議会第4回(12月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成24年12月6日(木)

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成24年太宰府市議会第4回定例会 総務文教常任委員会〕

平成24年12月6日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第52号 太宰府市北谷運動公園の指定管理者の指定について
日程第2 議案第53号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第54号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第55号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第58号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
日程第6 請願第3号 拉致問題意見書決議に関する請願書
日程第7 請願第4号 障がい児の就学に関する請願書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	渡邊美穂	議員
委員	福廣和美	議員	委員	不老光幸	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	長谷川公成	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

総務部長	木村甚治	地域づくり担当部長	今泉憲治
市民生活部長	古川芳文	教育部長	古野洋敏
議会事務局長	齋藤廣之	会計管理者	三笠哲生
総務課長	友田浩	情報・公文書 推進課長	百田繁俊
経営企画課長	石田宏二	経営企画課 公共施設整備担当課長	原口信行
管財課長	辻友治	協働のまち推進課長	藤田彰
税務課長	久保山元信	納税課長	高柳光
教務課長	井上均	学校教育課長	宮原広富美
生涯学習課長	木原裕和	中央公民館長 兼市民図書館長	吉村多美江

文化財課長	菊 武 良 一	会 計 課 長	緒 方 扶 美
監査委員事務局長	関 啓 子	議 事 課 長	櫻 井 三 郎

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 白 石 康 子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） それでは、議案第52号、太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書16ページをご覧ください。太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者の選定の規定に基づき、太宰府市体育協会を指定するものでございます。なお、指定期間は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間となります。よろしく、ご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） ないですか。では私の方から何点か質問を。

まず、指定管理者が本当の意味の民間といいますか、水辺公園がシンコースポーツさんとか、業者さんがやられる中で、一般、非営利の民間団体ですね、ということで受けたのが初めてだったと思います。平成17年から何回か応募して2回ほど随契というかたちで、今説明のあったとおり平成20年の提出で、平成21年22年、そして現在が2回目の契約でいくところの平成23年24年目に入っているところだと思います。

ところで、いくつか聞きたいんですけど、これに関しては、施設管理委員会というものが組織されて、そこが施設の管理運営の中心になっていると思います。そこで、きちんと機能しているのか、現在の委員長はどういった方がなられているのか。それから、監督責任者はどなたなのか。もう一つは定例会は最低年1回ということですが、きちんと開かれているのか。その辺のことをお分かりでしたら、お願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） この分につきましては、体育協会の役員会の方が兼ねて行っておりますので、詳細については、詳しい中身についてはまだこちらに上がってきておりませんが、役員会の方、野中事務局長を通して行われているということで、聞いております。以上でございます。

す。

○委員長（門田直樹委員） 続いてですね、応募に関して、いわゆる特記事項の中でNPOの法人格の取得を目指すということを、平成17年の最初の応募の時からずっと記載がされてあると思います。その後どういう風なのか、ご報告ください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 今ですね、体育協会自体が法人化に伴うというかたちでの今、準備をしております。来年を目指して法人化に向けて登記、会計処理関係の準備を行うということで進めてあります。以上です。

○委員長（門田直樹委員） それはNPO法人ですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） NPO法人ということで聞いております。

○委員長（門田直樹委員） もう一つですね、これは応募の時もそうですし、毎年の事業計画の中にも記載されてあると思いますが、主な広報手段としては、市の広報に掲載を依頼したり、体育協会のホームページを使って行うということですが、最近ホームページは全然更新されていないようですが、その辺りのことをお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） すみません。そのところがですね、新しい事務局の方になって、なかなか進んでいないというのが実態で、今事務局でそういう手続き、更新を学習中です。すみません。

○委員長（門田直樹委員） あと、財政状況について、いくつかお聞きしたいんですが、指定管理者制度に移行するにあたって、民間のアイデア、より利用者数を増やしたり、収入を増やして経費を落とすというような、いいことづくめの予定だったんですが、なかなか厳しいようですが、その中で自主事業としてテニススクールを開催したりして、お話によると赤字をその収益から補てんしてやってあるようですが、その中でですね、施設の独自性といいますか、グラウンドや特にテニスは非常に回転が良くて、そこだけでいうとかなりの黒字かもしれませんが、全体的に施設が老朽化して年間30万円程度の指定管理の会計の中で使っているんですが、実質的には市の所管の予算の持ち出しというのはかなりあるように思います。今後、施設をどう有効に利用するのかという中で特にあそこで大きなのは、上の多目的広場ですね、芝生の広場ですね。大変広大で管理費が相当なものがかかっているようです。そして、あそこは駐車場もトイレも完備されますので、例えばキャンプとか子ども会の何かに使うような、市との少しゆるやかな変更というのは何か考えてありますでしょうか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 今現在ですね、グラウンドゴルフの利用がやはり多いようです。委員長から言われましたようなキャンプ関係についてはですね、今のところ全く打ち合わせなどは申し訳ありませんが、されておられません。あそこはイノシシが出ているという現状があります。そう

いう危険な部分もありますので、その辺からの調整も図らなければならないと思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） あと、2点ほどですね。職員の賃金ということで、実質的には県の最低賃金に近いレベルではなかろうか思います。そういったものを、最初の応募、あるいは計画の中で、外部委託の部分を減らしてその分中の職員がやるようにすると、そうすればその分の利益も出てきますから、職員の賃金も上げるようなことができると思いますが、これはもちろん指定管理者の経理・財政の話ですが、その辺り市としてはどうお考えですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 労働基準法に準ずるかたちで、就業規則等を明文化して今後行っていくということで、事務局とはお話ししております。

○委員長（門田直樹委員） そういうふうな指導も、よろしくお願いします。

最後にですね、実質3年間やって、今4年目の半ば過ぎですね、ということですが、当初、例えば平成21年で市への還付金が159万4,677円、160万円近く市にお金を入れていると。2年目、平成22年が約94万円、平成23年は約22万円ほどと、減ってきてはおりますが、修繕費等が多かったようですね、これはいわゆる収益から指定管理料の5パーセントを引いた残りを折半するというルールだったと思います。その中でもなんとか黒字部分を出して、それを内部留保されているわけですね。平成23年度の終わりぐらいで400万円を超えている。6月時点で404万円ぐらいであったと思いますが、このお金はどういうふうに使われるのか、その報告ですね、指定管理の中で何か予定があるのか、あるいは体育協会本体として何かの事業を考えてあるのか、その辺りのことをお分かりでしたら、お願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 体育協会本体というかたちで来年が設立40周年記念事業が計画されています。そういった中での事業費、また体育協会が事務局自体が生涯学習課のスポーツ振興係と同じ席になっておりますので、事務所の設置を考えたいと相談があつておまして、その事務所の設置費用、そして先ほど法人化という話がありましたが、法人化に伴う経費を今後考えていきたいという話を聞いております。以上です。

○委員長（門田直樹委員） ただ、周年事業に関しては、一般会計から特別会計に毎年約10万円ないし20万円を積み立っているわけで、その分があるはずですよ、ですからその中で十分事業はできると思います。ただ、事務所うんぬんというのはもちろん体育協会の総会の中で諮られると思いますが、体育協会の今後の方向ですね、法人化を含めた、そういったところを所管の方でよろしくご指導していただきたいと、私のほうからもお願いします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第52号については、可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前10時11分)

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第53号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第2、議案第53号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(友田 浩) それでは、議案第53号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

資料は議案書の17ページ、18ページ、及び条例改正新旧対照表の1ページでございます。本議案につきましては、本年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、根拠となります地方自治法の条項ずれに伴う改正及び、本会議の公聴会参加者及び参考人が実費弁償の対象に加えられましたことにより改正を行うものでございます。以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時12分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第54号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第3、議案第54号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正す

る条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） それでは、議案第54号、太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

まず、改正の趣旨としましては、二点ございます。一点目は入所希望者の増加に対応するために定員の見直しを行うものでございます。国の放課後児童クラブガイドラインでは、児童一人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいとされており、それに基づき見直しを行った結果、4学童保育所につきまして、今回定員を変更するものでございます。

二点目は学童保育所の運営を指定管理者に行わせるとした場合に条例上での不都合が生じないように必要事項を追加するものでございます。

太宰府市立学童保育所設置条例、新旧対照表の2ページをご覧いただきたいと思います。現行の第2条第2号、水城第二学童保育所につきましては、定員50人となっておりますが、これを70人に。同様に第3号、太宰府学童保育所の定員60人を70人に、第6号、太宰府南学童保育所の定員50人を60人に、第8号、太宰府西第二学童保育所の定員50人を55人に改正するものでございます。これによりまして、合計45人の定員増を図るものでございます。

第6条につきましては、言いまわしの修正でございます。

右側の改正案第7条から第9条までは、指定管理者制度に係る条項の追加でございます。第7条につきましては、地方自治法に基づきまして指定管理者を行わせることができる旨と児童の安全確保等が必要な場合には、保育期間や時間を変更することができる旨を定めております。ここで言います保育期間や時間の変更は台風等の自然災害やインフルエンザ等の蔓延を防ぐための緊急措置を想定しております。

第8条につきましては、指定管理者が行う業務を定めております。基本的に市では募集から認定に関する入退所の手続きや施設の整備や備品購入は市の方でこれまでどおり行います。それ以外の業務を指定管理者が行うということになります。

第9条につきましては、毎月保護者が負担している保育料の取り扱いについて定めております。地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者は市長の承認を得たうえで、利用料金を定めることとなっており、またその利用料金は指定管理者の収入とすることができるというふうになっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 三点あります。まず一点目は、本会議で神武議員から質疑があって、滞納された場合の判断ですね、これは指定管理者の方で判断をし、滞納が続いた場合は退所して

いただく可能性もあるということだったんですが、現在の経済状況等を考えた場合に一時的に例えば給料が減額されたとか、そういったそれぞれの家庭による諸般の事情も勘案される場合もあるんじゃないかなと思いますが、そういった判断も含めて全て指定管理者が行うのかということが一点。

二点目が、現在障がいを持った子どもたちの学童の受け入れの際は加配をされたりとか、直営ですから、そういった配慮もしていただいているんですが、指定管理者になった場合にそういったことが今後継続して行われるのどうかということが二点目。

それから三点目が、長期休暇中は要望が増えることが多いと聞いていますが、これに関してもこれと現在と同じような条件で運営がされるのか、以上よろしくをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） まず一点目、滞納の判断についてですが、滞納につきましては基本的に3カ月以上滞納が出た場合は、規則上は退所ということになっておりますけれども、極力といいますか、ここ数年間は実際に退所というのはありませんでしたが、極力納付を一カ月分でも二カ月分でもお願いして、そういうことがないように努めております。それは今後とも市の方で、その辺については市が行っていきます。

二点目の障がいを持った子どもさんの部分についてですが、これにつきましてもなかなか年度初めに指導員の数を固定するというのは難しい部分があります。年度中に入ってこれらる場合もありますし、最初から加配を付ける付けないの判断が難しいケースもございます、ある程度その子の状況を見ながら判断が必要ですので、その部分につきましては、予算の話になりますが、指定管理料金とは別の形で、年額の中とは別で考えたいと思っております。その中で判断するというので考えております。

三点目の長期休暇の入所の関係ですが、これにつきましては、確かにその分増えるということがございますが、入所につきましては、入退所につきましては市が行いますので、これまでどおりと考えております。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） まず、滞納に関して、今渡邊委員の方からも出ておりますし、2日目の本会議でも神武議員からも質疑が出ていましたが、それに関連して伺いたいのが、滞納の状況というのを指定管理者の方に業者がその情報を掴んでしまうわけですが、こうなると、先ほどの体育協会の話ではないですが、指定管理の更新時期がきて、別の指定管理者になったりするときに、過去の滞納の状況などを別の業者が個人情報も掴んでいってしまう状況も懸念してしまうんですが、そういったところへの対応はどういうふうにご考慮されるのか補足説明をいただきたいのが一点と、定員に関して、4つの学童保育所で新たに増員をするという議案の提案がありますが、今回の増員によって新たに今入所できていないけれども、入所できるという方がおられるのかどうか、その点お聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） それでは、まず、滞納に関する部分ですけれども、確かに指定管理者が収入の方は督促も含めて徴収するわけですので、だれが滞納してあるのかというのは必然的にわかるということになります。基本的にそれ以上の部分、家庭の収入がどうかとか、そういうことは市の方でしかわかりませんので、そこは心配というのは考えておりません。基本的に指定管理は4年弱の期間ということにしていますので、1年生から入ったとしても基本3年生までということになりますので、そこで学童は3年生までで卒業されますので、引き続き新しい業者が入ったとしても、その部分でどうこうというのは、たぶんないと考えています。

それともう一つ、定員の関係ですが、45名が増加します。すべてが、学童保育所によって、定員いっぱいいっぱいまでいれなければならないところと、入所者が少なくとも大丈夫なところとございますが、そのあたりは年によって変わってきますので、最大45人受け入れることができるように今回条例を改正したということで考えております。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） そのまず、滞納の状況のところは、そういった督促を仮に業者が出したと、そこは業者の業務の範囲内なのでわかるんですが、ただそういった部分を指定管理の更新の時に別の業者に切り替わるときには、個人情報部分は業者が処分するのかどうかということは、市がきちんと確認しておく必要があるんじゃないかと思えます。1年生から入所の期間と指定管理の年数があるから大丈夫というのは、私としては認識の部分で個人情報に対する扱いがどうなのかなという疑問がありますので、そこはもう一度検討していただきたいなと思えます。これは要望です。

あと、定員に関して再度確認ですが、この部分は今でも最大入所している4つの学童保育所の中でも最大収容しているから、それに合わせる部分もあるということで、具体的にどこの学童保育所がこの新たに入所できる余地があるという部分はあるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 今回定員を改正している4つの学童保育所で、特に多いのが今現在、太宰府学童保育所と、ここ数年太宰府南学童保育所が増えてきている状況ですので、この2カ所はまるまる入るのではないかと予想しております。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 指定管理者制度に関してですけれども、父母の方、父母会ですかね、実態のアンケートをされたと聞いておりますが、こういったアンケートを実施されたのかお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 今アンケートにつきましては、大きく二点ありまして、一つには今の学童保育所の満足度をお尋ねした部分、それともう一つは保護者が担っていただいています保護者会費の徴収の仕方、あるいはおやつ提供の仕方ですか、保護者が行事として年に何

回か保護者会が主催して行っていただいておりますので、それに対して保護者の皆さんがどういうふうを考えてあるのかというふうなことを、保護者会の会長名と教育長名と連名でアンケートを採っております。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 指定管理者というそういった文言はそのアンケートの中に入っていましたか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 指定管理者につきましては、アンケートを採るうえで前提としてこういうふうに指定管理者に変わります、指定管理者とはこういうもので、7月から指定管理者に変更を予定していますというような説明をしたうえで、アンケートを採っております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 関連になるかもしれませんが、いわゆる定員増に今回なるわけですが、今後の見通し、これで十分だと、今回、今の現状で最大限にされたと思いますが、今後の見通しとしてどのように捉えておられるかということ、まずお伺いしたいんですが。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 今回定員増にしておりますが、これで十分であるとはもちろん認識はしておりません。今後ともたぶん増えてくるであろうと認識しております。国の方の動きとしましても、今は小学校3年生までですが、これを学年を上げるという国の動きもあるようですから、それに対応するかたちでこちらの方も考えておく必要があると認識いたしております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今の施設でいつまでぐらいいけるのかなという心配な面と、もう一方で見たときに、逆に言うと定員割れをしていく、今定員割れと言ったって、そんなことはないよと言われればそうなんだけど、そういうことも将来的にないとは言えない、その場合に指定管理者の場合に入所する児童が少ない場合、今考えられないかもしれませんが、将来的にそういった可能性もなきにしもあらずと私は思います。そういった場合に個々の学童保育所が指定管理でやるわけですから、全部を一カ所でするわけではないですよ。全部の学童保育所を一カ所の指定管理者に任せるんですかね。

（宮原広富美学校教育課長「一カ所…」と呼ぶ）

○委員（福廣和美委員） 一社に。それならない。というのは、心配なのは、こっちの方では幅を広げるとか、条件を緩和するとかいうことがはっきりと指定管理の方でやられても困るなという思いがありましたので、お伺いしたんですが、今現状として一番心配なのは、これでも待機児童がでるのではないかという心配があると思うんですね。だから今からまだまだ若い太宰府の場合は人口も増えていきますし、お母さんたちの働く要望もますます今よりも増えてくるだろうことは容易に想像できますので、その点の見通しを立てながら学童保育所にも古い、新しいがあると思いますので、そういったことにも当然将来的なものも含めたうえでぜひ検討をしていただいて、少

しでも今の現状からすれば待機児童が減るように、方向で検討を一緒にやっていただきたいと思っています。いかがですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 確かに議員さんおっしゃるように、今後とも学童保育所への入所希望は増えると考えておりますので、もちろん待機児童も作らないようなかたちで施設の増築等も含めて計画的に考えていく必要があると認識しております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 学童保育所。今一人当たり1.65㎦が望ましいといわれましたが、これは国の方針等が変わっていったら1.65㎦ですか、それとも以前から1.65㎦が望ましいということですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） これは厚生労働省の方で学童保育所に対してのガイドラインを作っておりまして、その数値なんですけど、これはここ1、2年で変わったということではございません。以前から1.65㎦できております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 定員増に関しては6月議会の一般質問の際に、教育部長は定員増は困難と…、今議事録がないので何とも言えませんが、答弁されなかったですか。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） これは学童保育所は、前回もお話しましたが、一応3年生までは今のところ全員入っています。3年生まで入って余った場合は4年生以上を入れるというかたちで、3年生においては待機児童はございません。今後も3年生以下につきましては、条例でうたっていますとおり何らかのかたちで対応するようにしたいと思っております。4年生以上については、将来的には国も考え方がございますので、4年生以上についても考える余地はあるんですが、現在のところ正直に申し上げて来年が今の状況からいくと新1年生が相当増えます。ですから、まず3年生の待機児童がでないように、その一つの案としてこういうかたちで1.65㎦ということでもっていきましたし、基準ですから、1.65㎦以下のところもございまして。だからそのあたりも調べまして、一つは1.65㎦の関係で増やす、または増築なり空き教室なりを利用するなど、今後の状況を見ながら判断していきたいと考えております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 今回12月議会では学童保育所に関して一般質問出していますので、その時に詳細にお尋ねします。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 不老委員。

○委員（不老光行委員） 定員が45人増えたんですが、見守りをされる人員の変更はないんですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 見守りとは指導員のことでしょうか。

（不老光幸委員「そうです」と呼ぶ）

○学校教育課長（宮原広富美） 指導員につきまして、この定員増にかかわって増やすということはありません。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

私の方から二点ほど。まず、指定管理者が変わったときにその個人情報が漏れたりするんじゃないかという心配があるようですが、電子データに関する取扱いに対して指導要綱等がありますか。

情報・公文書館推進課長。

○情報・公文書館推進課長（百田繁俊） 電子データの取り扱いにつきまして、指定管理者の場合は特段にその条例上定めている規定はございませんので、個々の協定書の中での扱いになろうかという判断ではございます。従いまして、指定管理がいったん解除されると、別の指定管理者に変わるといった事態が発生した場合には、間違いなくその個人情報を返却ないしはそのデータを消去するというような措置は必要であろうと思います。

○委員長（門田直樹委員） 協定書をお互い結んで、協定書、仕様書、覚書といったものがありますが、電子データといったはっきりした名称は見た覚えがないが、所管所管でそれぞれそういった工夫をしていただきたいと思います。

もう一点は、例えば運動公園と同じように指定管理料と市に対する返還金の扱いというのは、収益から指定管理料の5%を引いた残りの折半ということで、同じでよろしいですか。

（宮原広富美学校教育課長「返還金…」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 返還金の取り扱い、計算の仕方。収益…。

学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 基本的に取扱いは同じになろうかと思いますが、まだ詳細についてはこれから詰めていきたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第54号に対しまして、討論を行わせていただきます。まず一点目の定員を増員されることに対しましては反対ではございませんし、この部分は長年の懸案で議会からも質問が出ていたところですので、今回定員増をされるという部分には評価をいたしますが、しかし、二点目の指定管理者制度の導入を前提とした内容の条例改正につきましては、指定管理者制度の運営そのものがどうであるのか、学童保育に限らず指定管理者制度そのものの運営が今全国的にも問われるような事態もさまざまな事業の中で発生しており、この指定管理者制度の導入によってこれまで太宰府市の学童保育所が前進、公的なものが担ってきたものが後退する可能性

が懸念されますので、本提案の議案に対しましては、反対を表明します。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

したがって、議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時35分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第55号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第4、議案第55号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 議案第55号、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書22ページ、並びに新旧対照表5ページをご覧ください。

平成4年から学校週5日制が段階的に導入されました。そして平成14年度からは完全に学校週5日制の導入になっております。それ以来、活動を行ってまいりました太宰府市青少年学校外活動実行委員会はゆとり教育の見直し、子どもたちの学校外活動への参加の減少などの理由から、その目的を達成していると判断いたしました。よって太宰府市青少年学校外活動実行委員会規則を廃止し、それに伴いまして太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 今の説明によると、太宰府市青少年学校外活動実行委員会をなくすということですね。これは所管が違いましたら訂正しますが、太宰府市佐野東地区まちづくり構想検討委員会というのは総務に関係ないですね。失礼いたしました。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第55号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時38分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第58号「平成24年度太宰府市一般会計補正（第3号）について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第5、議案第58号「平成24年度太宰府市一般会計補正（第3号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい別の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありあませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、補正予算書14ページからの、歳出の審査に入ります。

まず、人件費に関する補正についてです。当委員会所管分として、14、15ページの2款1項1目、同ページの2款3項1目、それから24、25ページの10款1項2目、同ページの10款4項1目、以上4件の職員給与費の補正について、一括して説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） それでは、今委員長からご説明がありましたとおり、人件費については、私が一括してご説明いたします。補正予算書の30ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書でご説明させていただきたいと思います。今回の職員給与費の補正につきましては、2節の給料及び3節の職員手当等につきましては、平成24年度当初予算編成当時にそれぞれの部署の職員数等を見込んで編成をしておりましたけれども、その後の職員配置及び7月の人事異動等の調整に伴う額、及び途中での職員の死亡退職等によりまして、額を調整いたしまして、今回の増額補正となっております。

内訳でございますが、一般職員の給与費につきましては合計392万7,000円の減でございます。職員数につきましては、当初の想定から1名の減となっております。職員手当につきましては、464万7,000円の増となっております。共済費につきましては176万6,000円の減となっております。

下の方にいきまして、職員手当の内訳でございますけれども、主に増えているところをご説明させていただきますが、時間外勤務手当が増えている部分でございますが、この部分につきましては、衆議院議員選挙事務に伴います時間外増を行っておりますので、その分につきまして増額となっております。

上の特別職につきましても、増額になっておりますが、これにつきましても、選挙事務関係の特別職を投票立人等に雇用いたしますので、その分の増ということになっております。以上が給与費明細書のご説明でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

14、15ページをお開きください。2款1項1目、防犯対策関係費について、説明をお願いいたします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 地域見守りカメラとしての防犯設置工事及び電気料金の増となります。9月議会全員協議会におきまして、筑紫野警察署から防犯カメラの設置につきまして緊急要望があったことをご説明しておりました件でございます。筑紫野警察署の緊急の設置要望があり、すでに予備費で3カ所6基、学園通り、秋山区の三叉路、馬場公民館先に11月28日に設置いたしましたところですが、今回さらに大学における不審者情報をもとに、西鉄太宰府駅、五条駅、大学を結ぶエリアを中心に3カ所6基を設置する予定としております。具体的な位置につきましては、筑紫野警察署と現地検分を行い、設置箇所を決定してまいりたいと考えております。予算は本体及び設置工事一式246万8,000円、電気料1基あたり月261円の6基、3カ月分を計上しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 実際どれくらい、犯罪といいいますか、痴漢行為は何件くらい発生しているのか、報告はきてますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 実際に被害報告として警察に上がった被害件数は、今年度7件でございます。ただし、筑紫女学園大学、福岡国際大学、福岡女子短期大学にアンケートを行った結果、これは前回、議会全員協議会でその結果をお配りしたと思っておりますが、全775件中、不審な人を見たり聞いたりしたことがある人はというのは160件ほどあっております。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） これはもちろん行政の仕事ではあるんですけども、該当する大学の方から、資金面ですとか、別の面で協力しましょうとか、そういったお申し出というようなこととか、市の方からそういった協議みたいなものは持ちかけられた経緯などはあるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 私共が大学の方と直接協議をしたことはございませんが、警察の方から今回は特に巻き看板、電柱に取り付け痴漢に注意しましょうとか、痴漢、ひったくりに注意しましょうという道路標示版を設置するということは、大学と一緒にやってやったところがございます。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） この防犯カメラ設置については、新聞等でも見てわかったんですが、何も大学近辺ばかりが痴漢行為や犯罪行為があっているわけではなくて、情報としては中学生あたりも被害にあっているというケースも多々聞きます。そういうところもですね、今後は検討していかなければ、市民の安全は守れないと思いますが、今後、来年度予算などで防犯カメラの設置工事を私は強く要望したいんですが、いかがですか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 補正で今回3カ所6基、新年度予算でも同様の数字を計画をいたしておりますけれども、警察と協議をしながら箇所については今後設置していきたいと考えております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今の話でいくと、痴漢行為などに限定されていると思うんですが、若い女性の一人暮らし、寮とか一人住まいのアパートへ侵入したということも我々は聞いているんですが、大きな犯罪にはなっていないんですが、そういった部分への対応も考えてあるんでしょう。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 今回私共が考えておりますのは、地域の見守りカメラという名称もつけておりますけれども、まずは一番痴漢被害が多い、性犯罪行為が多いところを喫緊の課題として考えておりますけれども、必要に応じて今後検討してまいりたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それはあくまでも性犯罪行為に結びつくんですよ、痴漢行為だけが性犯罪じゃないですよ、性犯罪を目的としてそういうところに侵入するわけなんですから、ということですから、なんかピンと来ていないですね。今社会的に問題になっているストーカー行為の問題についても、そういうことは若い人たちのところの方に多いと思うんですよ、確実に若い世代だけとか、学生さんだけとか、そういうところに対することまでは、今回は行き届かないということで考えた方がいいのかな。路上の痴漢対策とか、子どもさんに対する性犯罪とか、そういう方向を重視したということで、それが別に悪いといっているわけではありません、それはそれで重要なんだけど、そういうところまで大学関係者からは声も聴いているんで、そこまでは今回の

6基では行き届かないと考えておいていいのかな。ちょっとそれだけお伺いしておきたい。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 今回対象としておりますのは、あくまでも公道上においてと考えておまして、当然引ったくり、性犯罪も含め、引ったくり等も考えられる部分で、設置をしたところでございます。私有地等における設置は今のところ考えておりません。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 私は私有地、アパートの敷地に設置しろとは言っているわけではないですから、そういうのも対象にね、設置場所についても路上中心になっても構わないですよ、それはいいんだけど、それならそういうところの路上にも設置する必要があるのではと、別にアパートを監視しなさい、アパートにつけなさいという意味では言っていないので、それだけは誤解しないようにお願いします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。次に進みます。

同ページ、2款1項7目、普通財産管理関係費について、説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（辻 友治） 普通財産管理関係費のうち13節委託料、草刈委託料の30万円の補正について説明させていただきます。北谷地区におきまして、場所はまほろば号バス停、山浦集会所前付近になりますが、管財課にて管理しております用地に現在雑木等が生い茂り、隣地の田畑に影響が出ているところがございます。また、一部は見通しが悪くなり、まほろば号の運行に支障をきたす恐れもでてきております。そのため、伐採等の早急な対応が必要と考え、補正予算にて計上させていただいております。伐採面積は、約230㎡でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款2項5目、コミュニティバス関係費について説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） まほろば号バス停、国分小学校前のバス型シェルターの修繕でございます。まほろば号の形をしたシェルターは、平成11年6月の運行開始時に設置した。これまでさび止め等の部分補修を行ってまいりましたが、鉄板の腐食等により今ではかなりの損傷が見受けられるようになりました。このまま放置しますと、バス停出入り口のひさし部分の落下等危険があります。まほろば号の形をしたシェルターは子どもたちにも人気が高く、また、撤去し既製品を設置しますとさらに大きな予算を伴うことから、今回修繕を行うものです。予算は、59万5,350円を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

16、17ページをお開きください。

2款3項2目、徴収関係費について説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（久保山元信） 徴収関係費、23節、償還金、利子及び割引料、過誤納金還付金の400万円の増額補正についてご説明いたします。平成24年度市税過誤納金還付金につきましては、当初予算2,000万円を見込んでおりましたが、市県民税及び法人市民税等の還付件数及び還付額が増えておりました。すでに11月現在、執行額が1,910万円ほどでございまして、予算残額が90万円となっております。その内容、内訳といたしましては、所得税の修正申告、扶養控除の修正申告、法人市民税の確定申告によるものでございます。今後、12月から3月まで4カ月分でございますが、過誤納金還付金見込額として400万円を見込みまして、その額の補正をお願いするものでございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

18、19ページをお開きください。

3款2項4目、学童保育所管理運営費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 学童保育所管理運営費、23節の放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金342万5,000円でございますが、この補助金につきましては学童保育所の運営にかかります実際の支出額、これから保育料などの収入額を引いたものが放課後児童クラブ運営費にかかる経費として認められるようになっております。一方で、県が基準額というものを持っておりまして、この基準額と先ほど申しました経費のいずれか低い方の3分の2が、県補助金として出されるようになっております。平成23年度におきましては、2,264万円の県補助金の交付を受けておりましたけれども、平成23年度の収支精算によりまして、補助額が1,921万5,000円に確定したことによりまして、差額の342万5,000円を県の方に返還するものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

22、23ページをお開きください。8款2項4目、交通安全推進関係費について説明をお願いします。

ます。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 小学1年生及び4年生を対象とした交通安全教室用信号機の購入でございます。毎年市内小学生を対象とした交通安全教室を筑紫野警察署及び太宰府市交通安全指導員の協力のもと、横断歩道の渡り方や正しい自転車の乗り方を指導しております。その名で使用する信号機が故障しております。これまでは修繕でしのいでまいりましたが、故障した部品はすでに製造を終了しており、修繕が不可能となりましたので、今回計上させていただくものです。予算は114万5,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 質疑はございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今言われたように学校での交通安全の指導はそういう内容でいいと思いますが、今新興団地において、太宰府の場合は団地の中では坂道が多い、そういう中で小学生に限ったことではないが、いわゆる四つ角で止まらない、それによって起こる事故はかなり件数的には多いんです。これ、悩んでいるのはうちの自治会だけではなく、団地の中で一旦停止ができない、止まらなると、こういうこともぜひ教えてあげないと。信号守るということは当然のことだけれど、事故から子どもを守るには、そういうこともぜひ、流れの中で、学校の中に坂道を作ってやるとか、団地に行って実際に教えるとか、そういうことをしていかないと、それが中学生、高校生になるとまだまだ激しくなる、そういう傾向にありますよ。だから必ず団地の中で子どもさんが起こす事故っていうのはあるんですよ、車も悪いけど、自転車が止まらない、こういうこともぜひ教えてもらいたいと、要望しておきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。次に進みます。

24、25ページをお開きください。9款1項2目、消防団関係費及び関連する歳入の補正項目について、併せて説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 消防団員退職報奨金の追加補正でございます。従前は年度末に対談されることが多く見受けられますが、今回家庭の事情等で途中退団となりました。このことにより、年度途中の退職報奨金の支出となりました。退団者は勤続32年6月の部長経験者1名と勤続9年6月の団員の2名でございます。支出額は82万8,000円ですが、全額が消防団員等公務災害補償等共済基金から繰り入れがございます。

関連がございますので、補正予算書13ページをご覧ください。20款諸収入、4項雑入、1目雑入、総務費雑入内に同額を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページ、9款1項5目、災害対策関係費について説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長(藤田 彰) 9月補正にてご承認をいただきました地域防災計画策定でございますが、すでに契約を終了いたしております。本年度には防災アセスメント調査を実施し、年度末には本市防災会議に経過報告ができるよう進めております。このことから、地域防災会議策定委員8名分の追加補正を行うものでございます。委員報酬4万4,000円、費用弁償1万2,800円を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページ、10款3項1目：学校管理費の財源更生及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

教務課長。

○教務課長(井上 均) 今回財源更正を行います事業は、学業院中学校体育館の屋根工事でございます。工事が完了いたしまして、起債の追加申請を行いまして、370万円の市債が認められたので、変更するものでございます。これに関連いたしまして、12、13ページをお開きください。21款市債、1項市債、5目教育債に補正額として370万円上げております。続きまして、6ページをお願いいたします。第4表：地方債補正につきましても、中学校債を1,620万円から1,990万円に補正をいたしております。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) ここで11時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前11時15分

○委員長(門田直樹委員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に進みます。

26、27ページをお開きください。10款4項7目、文化財整備・活用関係費について、説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長(菊武良一) 13節委託料、49万4,000円について説明させていただきます。西鉄

操車場跡地につきましては、現在地権者であります西鉄と協議を進めておるところでございますが、史跡指定後の将来ビジョンと申しますが将来像につきましては、まだ庁舎内におきましても共通のイメージというものが抱けておる状態ではございません。つきましては、このコンサルを入れまして将来の構想図を作成する、イメージ像を作成するということでお願いするものでございます。

続きまして、19節、負担金、補助及び交付金についてご説明させていただきます。古都大宰府保存協会補助金といたしまして、16万円お願いするものですが、内容につきましては皆さんご承知のとおり今年5月19日に第1回太宰府検定というものを福岡国際大学を使いまして開催をさせていただきました。今回は市制30周年という冠をつけまして実施をさせていただきました。660名を超える方が全国からおみえになりまして、来年度6月2日に第2回目を同会場におきまして実施させていただきたいと、現在準備を行っております。平成23年度、第1回目の予算としまして、59万2,000円を計上させていただきました、第1回目を実施させていただきましたが、今年度第2回目の準備費用としましては当初予算43万2,000円の予算計上で、第1回目と同規模程度の実施を臨みたいということで、差額16万円の補正計上をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 委託料の補正に関してなんですが、これは今現在は操車場跡地は所有が西鉄の土地を、そこをどうするかの将来像を作りたいという説明だったんですが、そこはまだ市の土地じゃないですよ、そこに対してどうするかという将来像をそもそも描く必要があるんですか。将来像というどうしても青写真というイメージになるんですけども、これはどういう意図があってそういうことを考えられているんですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 今現在はおっしゃるとおり市の土地ではありません。ただご承知のとおり、あの跡地からは客館跡など重要な遺物が出土しました。市につきましては、現在、国指定の史跡指定に向けて、併せて西鉄と協議をしまして、当然上級官庁であります県、文化庁とも国の指定に向けて協議を進めているところですが、国の指定を受けた後の整備方針についての大枠なイメージを描くコンサル料として考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） では場合によっては、この49万円がもっと増えていく可能性があるということですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 今回お願いしております49万円については今現在将来イメージというか

たちで構想を描きたいということになります。藤井委員がおっしゃるとおり、来年度以降より具体的な構想になってこようかと思しますので、話が進むにつれてその費用関係も発生するのではないかというふうに考えております。

○委員長（門田直樹委員） ほかに。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今の点なんですが、私が心配しているのはいわゆる構想図ですから、構想図で終わるのではないかという心配。今の回答からいくと、今後次年度につながっていくというお話を今されたわけですが、この構想図を描いて、後の体制についてももう決まっているのか、まだ構想図が出来た段階で前に進もうとされるのか、わかる点があれば教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 今上がっております西鉄操車場跡地につきましては、おおよそ面積が1万㎡ございます。すべてが国の指定になるかどうかは、今後の協議になるんですが、とりあえず客館がでた範囲については、1万㎡すべてを囲む範囲ではないと示されておりますので、そのうちの8割とかいう割合で国の指定を考えているところなんですが、残地といいますか、残る部分もありますので、その土地も含めて西鉄と協議をしながら、市にとって有効な土地利用になるように文化財を生かした土地になるようなかたちを、全庁の共通認識をまず得たいというところでの考えて進んでおります。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ここで、最初の心配の問題になるんですが、構想で終わる可能性があるのではないかという心配を持ちます。ですから、49万4,000円という額ですが、これが先々生きてくるように、ぜひ使ってほしいと思います。構想のための構想図で終わらないように、構想ができたからもういいやと、今までそうゆうふうに終わったような経験をしているような、私は気がしていますので、その点ぜひがんばって、それが実を結ぶようなかたちで、ぜひがんばってください。よろしくお願いします。回答はいりません。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款5項1目、庶務関係費について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 庶務関係費、需用費、修繕料15万9,000円についてご説明申し上げます。水城小学校体育館の照明灯が球切れとなっております、授業及び定期利用団体の利用などに支障をきたしております、また、健康面から早急な修繕が必要となりますので、補正を行うものです。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページ、11款1項1目:文化財施設災害復旧費の財源更生及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長(菊武良一) 9月の専決第1号で承認いただきました、文化財施設災害復旧費について財源の組み換えが生じたので、説明をさせていただきます。10、11ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、2節文化財保護整備費等補助金、36万円なのですが、この分につきましては、当初県の補助は難しいだろうと歳入の計上はしておりませんでした。県の補助が認められるということで36万円を歳入に補正するものであります。

併せまして、12、13ページをお開きください。21款市債、1項市債、7目災害復旧費、1節現年発生単独災害復旧事業債を210万円減額いたしまして、併せて2節現年発生補助災害復旧事業債を50万円増額補正するものでございます。

戻りまして、26、27ページをお願いします。以上のようなことによりまして、県支出金の歳入と市債の組み換えによります財源組み換えという形をとらせていただいております。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これらについて、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページ、12款1項1目、公債償還元金について、及び関連する歳入の補正項目について、併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長(石田宏二) 12款1項1目、公債償還元金についてご説明させていただきます。これにつきましては、本会議2日目で可決いただきました議案49号から第51号に関連するものでございます。福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う繰上償還の部分でございます。平成14年から平成17年までの借入額、4億100万円を借り入れておりますけれども、平成24年度末の起債残高がここに計上しております8,233万円でございます。これを解散に伴って繰上償還するものでございます。

併せまして、関連がございますので、12、13ページをお開きください。20款諸収入、4項雑入、1目雑入、総務費雑入1億1,280万1,000円のうち、これは議案書の15ページをお開きください。災害共済基金組合が解散に伴い市町村に帰属させる財産といたしまして、20番目に太宰府市が載っておりますが普通納付金、任意納付金合わせまして1億1,197万3,203円、この部分が解散に伴い返還されるというところで、総務費雑入に計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に歳入の審査にはいります。

補正予算書 12、13 ページをお開きください。19 款 1 項 1 目、前年度繰越金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） この補正につきましては、12 月の補正財源として 2,584 万 6,000 円を計上いたすものでございます。最終的な留保財源といたしましては、約 8,000 万円が残るというかたちになるものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書 6 ページの第 4 表：地方債補正の当委員会所管分についてですが、現年発生単独災害普及事業債と現年発生補助災害復旧事業債について、さきほどの支出の審査の際に、関連で説明がなかったんですが、これについて説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 失礼いたしました。さきほどの説明では、12、13 ページを使いまして説明をしたつもりでしたが、6 ページにおいてはその内容について総括が載るものでございまして、210 万円減じまして、現年発生単独災害復旧事業債が 280 万円が 70 万円、現年発生補助災害復旧事業債 40 万円が 140 万円と 100 万円が増額しておりますが、うち 50 万円が文化財施設災害復旧費の 50 万円増額分となっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書 5 ページの第 2 表：繰越明許費補正の審査に入ります。10 款 4 項、いきいき情報センター駐車場整備事業について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 繰越明許費補正、いきいき情報センター駐車場誠意事業 1,434 万 3,000 円についてご説明いたします。いきいき情報センター駐車場は情報センターが平成 10 年に開館し、14 年あまり経過し老朽化しております。業務に支障をきたす状況になってきております。また、新たに隣接地に駐車場用地として整備するための費用が計上されました。このこと

に伴いまして、いきいき情報センター駐車場を総合的に考え、新システムを構築し導入を検討する必要性が生じたので、1,434万3,000円を補正するものであります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。同ページ、第3表：債務負担行為補正の当委員会所管分の審査に入ります。

第3表の上から4段目、国分小学校仮設校舎賃借料について、説明をお願いします。

教務課長。

○教務課長（井上 均） 国分小学校仮設校舎賃借料について、説明をいたします。国分小学校の児童数が増加傾向でございました。ただ、現在通常学級が18学級、特別支援学級が1学級、合計19学級となっております。現在は余裕教室がない状況でございます。平成25年度からは通常学級、特別支援学級とも1クラスずつ増え、合計が21クラスに増える見込みで、仮設校舎、プレハブを建設する計画です。規模につきましては、2階建てで各階2教室、合計4教室で、トイレを併設する計画です。期間につきましては、工事期間を含めますことから平成24年から平成27年まで、限度額といたしましては5,400万円となっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

私から。これは学年はだいたいどのへんを入れるのか決まっておりますか。

教務課長。

○教務課長（井上 均） それにつきましては、特別支援学級もありますので、そういうことについては、学校の方と協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。第3表の上から5段目：指定管理料から最下段の中学校用務員業務委託料までについて、一括して説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 指定管理料（学童保育所）でございますが、7小学校に合計10箇所設置しております学童保育所を平成25年7月から指定管理者精度への移行を計画しております。それに伴う債務負担行為補正でございます。初年度が年間3,820万円、2年目以降が年間4,689万2,000円で、平成24年度から平成28年度までの5年分、実質的には3年9カ月分になりますけれども、総額1億7,887万6,000円の債務負担行為補正でございます。

続きまして、給食調理業務委託料でございますが、現在と同様の小学校5校分、年間で6,438万1,000円、平成24年度から平成27年度までの4年分、実質的には3年ですが、総額1億9,314万3,000円の債務負担行為補正でございます。

次に、小学校用務員業務委託料でございますが、6校分6人分、年間1,143万5,000円、こ

れも平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間分、総額が 3,430 万 5,000 円の債務負担行為補正でございます。

続きまして、中学校用務員業務委託料でございますが、3 人分、年間 623 万 7,000 円、これも平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間分、総額 1,871 万 1,000 円の債務負担行為補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 学童保育所の指定管理料について伺いますが、今課長の説明をお聞きすると、初年度というのは平成 25 年度の 4 月からの部分と思うんですが、債務負担行為には平成 24 年度となっておりますが、具体的に平成 24 年度の使途と伺いますか、どういったものが当たるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 平成 24 年度は予算は発生しませんで、契約行為が平成 24 年度を予定しておりますので、年度としては平成 24 年度からということになっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございせんか。

それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で、本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 提案補正予算には賛成をいたしますが、さきに反対しました学童保育所の指定管理料に関する債務負担行為も計上されておりますが、その他の補正予算の中身と勘案しまして、この学童保育所の指定管理料については問題があるという認識ではありますけれども、全体の予算の構成を考えたときに本提案の補正予算案については賛成をさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 58 号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第 58 号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前 11 時 35 分）

日程第6 請願第3号「拉致問題意見書決議に関する請願書」

○委員長（門田直樹委員） 日程第6、請願第3号「拉致問題意見書決議に関する請願書」を議題とします。紹介議員がおられますので、内容について補足説明がありましたらお願いいたします。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 請願第3号につきまして補足説明をさせていただきます。拉致問題意見書決議に関する請願書でございまして、請願者は北朝鮮に拉致された日本人を救出する福岡の会、紹介議員は門田直樹議員と私、不老光幸でございます。この件につきましては、本会議2日目におきまして、請願の趣旨、その他につきましては門田直樹議員の方から説明をされておりますので、私は拉致問題の早期解決を求める意見書案の朗読を持って、説明にかえさせていただきます。

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、それ以降、5人の被害者の家族の帰還以外全く進展はない。北朝鮮の地でわが国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛は筆舌に尽くし難く、更に10年の歳月が経過した。政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。またそれ以外にいわゆる特定失踪者をふくむ多くの未認定被害者が確実に存在し、このことは政府も認めている。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、未だ具体的成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日が死んだ。今まで北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためだった。その金正日の死は、後継者金正恩政権の不安定さを含め救出の好機となり得る。金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない。一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が侵される危険も出てきた。混乱事態に備えた救出作戦の準備を早急に完成させなければならない。

拉致問題はわが国に対する重大な主権侵害であり、かつ許し難い人権侵害であることは言うまでもない。政府は全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） それでは、本請願について、質疑、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議を終わります。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。したがって、請願第3号は採択すべきものと決定しました。

（採択 賛成5名 反対0名 午前11時40分）

~~~~~○~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ただいま採択した請願第3号については、意見書の提出を要望するものであり、意見書案も添付されておりますので、これから意見書案の協議に入ります。

内容について、ご意見はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私も基本的にはこの意見書案の内容に賛同をいたします。請願をされた方の怒りとか無念とかが非常に伝わってくるものがあるのですが、一部憶測に基づいた表現がちょっと気になります。

それはこの4行なのですが。「昨年末、拉致の責任者である金正日が死んだ。今まで北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためだった。その金正日の死は、後継者金正恩政権の不安定さを含め」というところまでなのですが、市議会として国に意見書を提出するということを踏まえると、例えば「北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためだった」と断定するのは果たしてどうなのかなという気がしております。この部分を若干文言を修正した方が私としては市議会として提出する分にはいいのかなと思っております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

今の渡邊副委員長のご意見に対しても、他にないようでしたら…。

（渡邊美穂委員「修正案か何か出した方がいいですか…」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時45分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前11時46分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

意見書の原案に対する修正をしてはというご意見がありましたが、これを委員会としてどうすべきかということをお諮りしたいと思います。その他の意見がないようですが、どうでしょうか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 紹介議員といたしましては、私は原案のままでもいいのではないかなという考えを持っています。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 修正するのであれば、「認めたくないためだった」という部分ですよね。

○委員長（門田直樹委員） 長谷 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私が考えた文章としては、「昨年末金正日が死亡し、現政権が今だ不安定だと思われる今のタイミングは救出の大きな好機となり得る」というような修正を考えております。というのは、やはり「金正日の責任を認めたくないためだった」と断定するのが、北朝鮮の内情の問題ですので、それを傍から推測したかたちで断定するのはどうなのかなというふうに思ったので、その部分は省いた方がいいのではないかと思ったので、そういう文章を勝ってに考えてみました。

○委員長（門田直樹委員） それでは、私も紹介議員として意見を。実はこの提出された福岡の会の方から原案があって、皆さんに配付してもよろしいんですが、もともとの文言はこれよりもはるかに厳しいものであります。しかし、そのままどうかと思ひまして、提出者の了解を得て、かなりやさしい文言にしております。かなり削除した文言もあります。ここの案が推測ではないのかということですが、その辺りになると考え方がどうなのかということになるかと思いますが、当時の小泉首相が行って、いわゆる平壤宣言なるものに調印したと、そのときにすでに8人の拉致被害者の死亡をその時になって、その時かその後かはっきりいたしません。その後5人は帰りましたが、その他多数の被害者はそのままです。その中で被害者のご家族は、どんどん年をとられて、無念の思いを抱いて亡くなってある方もいらっしゃいます。そういうふうな家族の会、救出する多くの人々、国民といってもいいかもしれませんが、そういった思いが文間にあらわれたのではないかと思います。これをそういうふうな形で案を大きく変えるのであれば、請願としては先ほど採択されましたけれども、意見書案も提出者のご意向も図らないといけない、私が確認したところ、お任せはしますが、趣旨は変えないでくださいと、文言の若干の訂正はともかくも、趣旨は変えないでくださいと聞いておりますので、ご報告します。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 原案のとおりで。採決を望みます。

○委員長（門田直樹委員） それではその他意見がありましたら。採決してもよろしいですが、どちらの採決というよりも、ご意見は原案のとおりが多いようですが、確認ということで、意見書について確認してよろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それではお諮りします。

意見書については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次にこの意見書を本会議最終日に上程するにあたって、提出者、賛成者を決定したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

選択肢としては、委員会提出議案として委員長が提出者となる場合と、請願に賛成された委員で提出者、通例は副委員長が提出者、賛成者となる場合があります。

(「委員会提出で…」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、意見書を委員会提出議案として、委員長名で提出することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 請願第4号「障がい児の就学に関する請願書」

○委員長(門田直樹委員) 日程第7、請願第4号「障がい児の就学に関する請願書」を議題とします。紹介議員がおられますので、内容について補足説明がありましたらお願いいたします。

渡邊副委員長。

○副委員長(渡邊美穂委員) 趣旨等につきましては、本会議2日目に説明させていただきました、今日は補足としまして、要望書にあります支援員さんについてですが、これは内容は支援員さんの体制とか研修の充実を要望しているものであって、今でも十分支援員さんたちは時間外等も気にせず、本当に思いをもってやってくださっている方が非常に多いという現実があります。したがって、この内容が決して支援員さんたちについての非難ではなく、支援員さんたちもより体制的にきちんとした体制で働いていただけるように、より専門的な知識を持っていただけるようにという願いがあるということが底辺にあるということをご理解いただきたいと思いますので、これを補足とさせていただきます。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) それでは、本請願について、質疑、ご意見はありませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 一点だけ確認させていただきたいんですが、執行部側が所管が違う関係できておられませんが、これは保健センターになるのかなと思うんですが、(2)のところの大学病院に限定される根拠がよくわかりませんという文言が請願の下から3行目のところに書いてあるんですが、このことについて大学病院に限定されている理由等について、紹介議員で何かつかんであることがございますか。

○委員長(門田直樹委員) 渡邊副委員長。

○副委員長(渡邊美穂委員) 今回それを一般質問しようと思っております、その時に根拠を明らかにしようと思っております。

○委員長(門田直樹委員) 長谷川委員。

○委員(長谷川公成委員) (1)の下から3行目、支援員さんに基礎的な子どもへの対応の仕方や心構え等の研修を受けて頂けたらとありますが、実際支援員さんはこういった研修はあまり受けていないんですか。

○委員長(門田直樹委員) 渡邊副委員長。

○副委員長(渡邊美穂委員) 受けてあると思いますけれども、ごくごく基本的なことのみだと思

ます。つまり、ヘルパー、例えばヘルパー 2 級とかも講習だけでヘルパー 2 級の資格は取得できるんですけども、そういったところまではまだ行かれていない現状があって、現実にはいろんな障がいをもった子どもさんがいらっしゃるの、基本的なことだけではなくて、障がいにあわせてやはり一つ一つ丁寧な研修が必要になるという意味であると思います。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 答えが難しいかとは思いますが、これは支援員さんが自分自身でスキルアップといいますか、研修を受けていただいて、スキルアップしていただいて、いろんな障がいをもったお子さんに対して、やはり対応の仕方が違うということで、スキルアップをお願いしたいということですかね。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 個人でやってほしいということではないです。それを市の方で体制としてきちんと保障していただきたいと、市に対してです。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 質問ではないんですが、この請願が出ておりますが、幅が広いのではないかと思います。ぜひ前向きな姿勢でもって、もう少し私としては調査研究をさせていただきたいと。要望されている要望書に近い、できるだけ、こういうふうな願いを実現するためにも、もう少し具体的なことを我々も知りたいと、そういう意味合いでぜひ継続審議にさせていただいて、調査研究をさせていただきたいと、そう思っております。

○委員長（門田直樹委員） 継続審査の動議ということでよろしいですか。

（福廣委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） ただいま福廣委員から請願第 4 号を継続審査とされたい旨の動議が提出されました。よって、「請願第 4 号を継続審査とする動議」を議題とし、採決します。

（「討論は…」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 討論はないでいいでしょう。

（書記「……………（聞き取り不能）」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） もう一度確認します…。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前11時54分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

もう一度確認します。

「請願第 4 号を継続審査とする動議」を議題とし、採決します。

請願第 4 号を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

したがって、請願第4号は継続審査とすることに決定しました。

（継続審査 賛成4名 反対1名 午前11時55分）

~~~~~○~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時55分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 25 年 2 月 20 日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹